

公衆浴場入浴料金協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における公衆浴場入浴料金の統制額について協議するため、公衆浴場入浴料金協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第1条に規定する公衆浴場入浴料金の統制額に関し協議すること。
- (2) 前号に規定する事項について知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 この協議会は、別表に掲げる11名以内の委員で組織する。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験のある委員のうちから、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(小委員会)

第6条 会長が必要と認めたときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、小委員会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 小委員会は、委員長が招集する。

(代理出席)

第7条 委員（学識経験者を除く。）が事故その他やむを得ない理由により会議又は小委員会に出席できない場合、あらかじめ会長又は委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(謝金・旅費)

第8条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）及び代理人が会議その他の協議会の職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。

2 謝金の支給については、別に定める。

3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健医療部生活衛生課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月29日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、公衆浴場入浴料金の改定日をもって、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(別表)

	所 属	氏 名
学識経験者 3名	関西学院大学教授	田中 敦
	兵庫県立大学大学院教授	内田 康郎
	武庫川女子大学准教授	山下 紗矢佳
住民代表 4名	兵庫県民生委員児童委員連合会 常任理事	岡本 雅弘
	兵庫県消費者団体連絡協議会 副会長	橘田 てつ子
	兵庫県連合婦人会 副会長	岩田 稔恵
	公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会 専務理事兼事務局長	本山 秀治
業界代表 2名	兵庫県公衆浴場業 生活衛生同業組合理事長	濱野 章
	兵庫県公衆浴場業 生活衛生同業組合副理事長	立花 隆
関係行政機関職員 2名	神戸市健康局部長(生活衛生担当)	木村 知紀
	兵庫県県民生活部県民躍動課消費政策官	三田 昌子